

寄付月間～Giving December～
公式認定企画募集要項

1) 寄付月間の趣旨

寄付月間とは、寄付者に感謝し、寄付の大切さと役割について考え、寄付に関心を寄せ、行動をするきっかけともなる「月間」であり、期間は12月の1か月間である。経済界、メディア、NPO、行政等寄付に係る主な関係者が連携して別途設置する推進委員会を中心に、普及広報活動を実施し、各事業主体や法人が上記に関する自主的な取組を行うことを推進する。

2) 公式認定企画制度とは

寄付月間に関連し、趣旨に合致するイベント、シンポジウム、講演会、キャンペーンについて、公式認定企画として、ロゴの提供、寄付月間HP 上での告知、プレスリリースなどを行う。

3) 公式認定企画の対象

①寄付に関するシンポジウム、講演、表彰、作品募集、劇、調査、広報、パンフレット作成など。

②寄付募集のプラットフォーム（特定の団体ではなく、多くの団体が活用可能な寄付募集の仲介機能）の寄付募集企画。

※寄付募集については、特定の団体が自団体を対象とした寄付募集をする場合には、「公式認定企画」の対象とはしない。

4) 公式認定企画の認定期間

①公式認定後、当該年度中。

②新年度には改めて公募するため、別途申請が必要。

5) 申請および審査のプロセス

①主催団体は、別途定める申請フォームにより推進委員会に申請する。

②推進委員会において審査のうえ、結果を通知する。

6) 申請受付期間

申請受付開始：2019年7月

第1回締切：2019年7月31日、第2回締切：2019年8月30日、

第3回締切：2019年9月30日、第4回締切：2019年10月25日

7) 審査基準

承認に際しては、以下の点を踏まえて検討する。

- ・寄付月間の趣旨に賛同していること
- ・「3) 公式認定企画の対象」に挙げた公式認定企画の対象であると認められること
- ・活動や事業の内容の報告に努めていること（ホームページ等にて、公表されていること）
- ・寄付募集の活動を実施する場合には、寄付の透明性と信頼性向上に努めていると確認できること
- ・反社会的勢力との関わりが無いこと
- ・公序良俗に反する活動を行っていないこと

8) 公式認定企画にともなうその他条件

①賛同パートナー申請について

- ・認定後、主催者がまだ寄付月間賛同パートナーになっていない場合には、原則賛同パートナーに申請してください（公式認定企画の申請とともに、賛同パートナーに申請することを推奨します）。
- ・主催者が実行委員会形式の場合は、委員会を結成している主要な団体の一つ以上が賛同パートナーになってください。

②実施報告書の提出義務について

- ・2020年1月末までに、実施報告書（自由形式）を共同事務局に提出してください。
- ・なお、12月以降も実施している公式認定企画については、12月までの実施内容について2020年1月までに中間報告書として提出してください。また、企画終了後1カ月以内に実施報告書を提出してください。

申請書送付先・お問合せ先

寄付月間共同事務局 info@giving12.jp

※共同事務局は、推進委員有志の所属団体の職員等で構成されております。

お問い合わせ等につきましては、メールにてご連絡いただけますと幸いです。